

店舗改装費補助金（通例）

目的	自店舗の魅力向上または来店者の増加に繋がる改造工事を行うものに対して、その費用の一部を補助することにより、魅力ある個店の増加および商店街美観向上を図り、もって商店街のにぎわいを創出する
対象者	次のいずれにも該当する者 ・対象店舗を賃借もしくは所有し開業している者 ・代表者または役員に苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例の規定に該当する者がいない ・市税を滞納していない者
対象店舗	次のいずれにも該当する店舗 ・店舗を構えた商店街組織の振興に寄与し、原則として商店街組織に加盟して1年以上経過し、商店街での活動実績があること ・概ね、3年以上経営していること（移転も含める） ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。 ただし、前回の交付決定日が属する年度から7年以上経過している場合はこの限りでない。 (過去実施した特例での利用実績は問いません) ・農業、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）および遊興娯楽業や風俗営業等の一部の業種等公序良俗に反する業種を除く業種であること
助成金額	・対象経費（税抜）の2分の1に相当する金額 ・初回の補助上限額は40万円、2回目の補助上限額は20万円
対象工事	次のいずれにも該当する工事 ・店舗の内装もしくは外装、またはその両方を改装（建替え）するもの ・市内の施工業者を利用するもの ・工事費用の総額が40万円以上（消費税を含まない）であるもの ・交付決定後に着手し、当該年度のうちに実績報告が可能であるもの
申請期間	令和8年4月1日～ 予算が無くなり次第終了
対象外工事の例	・建物の基本構造や基本性能に関する工事 ・維持、修繕を目的とする工事 ・転用、持出が可能な備品購入 ・初回の対象事業と同一の事業

お問い合わせは・・・



苫小牧市産業経済部商業振興課

場所：苫小牧市表町5丁目11番5号 ふれんどビルテナント棟3階

電話：0144-32-6445

(2026年4月)

市のHPはこちら

